

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 国庫支出金		56,136
	1 国庫負担金	56,136
2 財産収入		2,030
	1 財産運用収入	2,030
3 繰入金		84,512
	1 繰入金	84,512
4 県債		81,000
	1 県債	81,000
歳入	合計	223,678

歳出

款	項	金額
1 災害救助費		223,678

	1 災害救助費	223,678
歳出	合計	223,678

第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害救助基金貸付金	81,000	災害救助法の定めるところによる。	無利子	災害救助法の定めるところによる。
計	81,000			

4 平成21年度山梨県母子寡婦福祉資金特別会計予算

平成21年度山梨県母子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ211,122千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰入金		862
	1 繰入金	862

2	繰越金			125,662	
		1	繰越金		125,662
3	諸収入			84,598	
		1	貸付金元利収入		84,594
		2	雑収入		4
歳入		合計		211,122	

歳出

款		項	金額
1	母子寡婦福祉費		
		1	母子寡婦福祉費
2	公債費		
		1	公債費
3	繰出金		
		1	一般会計繰出金

歳 出 合 計

211,122

5 平成21年度山梨県中小企業近代化資金特別会計予算

平成21年度山梨県中小企業近代化資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,883,577千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 繰 越 金	1 繰 越 金	1,319,108
	2 雑 入	2,564,469
2 諸 収 入	1 貸 付 金 償 還 金	2,564,467
	2 雑 入	2
歳 入	合 計	3,883,577

歳 出

款	項	金額
1 中小企業近代化 資金	中小企業近代化 資金	3,883,577
	1 中小企業近代化 資金	3,883,577
歳 出	合 計	3,883,577

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
財団法人やまなし産業支援機構が、平成 21 年度において小規模企業者等設備導入資金助成法に基づき、県及び株式会社日本政策金融公庫又は銀行その他の金融機関からの借入金並びに同機構の自己調達資金により行う設備貸与事業について損失を生じた場合、同機構に対しその損失を補償すること。	平成 21 年度から 平成 29 年度まで	借入元本 2,200,000 千円及び自己調達資金 100,000 千円の元利合計金額（遅延利息を含む。）の 45% 以内（リースにあつては 50% 以内）	
財団法人やまなし産業支援機構が、平成 21 年度において、県及び金融機関からの借入金により行う県単独中小企業設備貸与事業について損失を生じた場合、同機構に対しその損失を補償すること。	平成 21 年度から 平成 28 年度まで	借入元本 1,000,000 千円の元利合計金額（遅延利息を含む。）の 45% 以内（リースにあつては 50% 以内）	

6 平成21年度山梨県農業改良資金特別会計予算

平成21年度山梨県農業改良資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ312,102千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰入金	1 繰入金	27,587
2 繰越金	1 繰越金	125,680
3 諸収入		111,355
	1 貸付金償還金	110,777
	2 雑収入	578

4 県	債		47,480
		1 県	債 47,480
歳入		合計	312,102

歳出

款	項	金額
1 農業改良資金		312,102
	1 資金貸付金	312,102
歳出		合計 312,102

第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業改良資金	44,300	普通貸借	無利子	農業改良資金助成法の定めるところによる。
就貸 農業支援資金	3,180	同上	同上	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の定めるところによる。
計	47,480			

7 平成21年度山梨県市町村振興資金特別会計予算

平成21年度山梨県市町村振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,432,748千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 繰 越 金		2,330,000
	1 繰 越 金	2,330,000
2 諸 収 入		1,102,748
	1 貸付金元利収入	1,102,748
歳 入	合 計	3,432,748

歳 出

款	項	金 額
1 市町村振興資金 貸付金		3,432,748
	1 資金貸付金	2,330,358

	2 償 還 金	102,390
	3 一 般 会 計 繰 出 金	1,000,000
歳 出	合 計	3,432,748

8 平成21年度山梨県県税証紙特別会計予算

平成21年度山梨県県税証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,253,253千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 県 税 証 紙 収 入	1 県 税 証 紙 収 入	2,253,251
	2 繰 越 金	2
歳 入	合 計	2,253,253

歳出

款	項	金額
1 繰出金		2,253,253
	1 一般会計繰出金	
歳出合計		2,253,253

9 平成21年度山梨県集中管理特別会計予算

平成21年度山梨県集中管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ113,370,549千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		53,247
	1 使用料	
2 繰入金		2,041
	1 繰入金	

3	繰越金		
		1 繰越金	79,724
4	諸収入		113,235,537
		1 振替収入	113,235,537
歳入		合計	113,370,549

歳出

款	項	金額
1	自動車管理費	53,248
		1 自動車管理費
2	給与管理費	113,188,128
		1 給与管理費
3	通信管理費	82,000
		1 通信管理費

4 車両燃料管理費		47,173
	1 車両燃料管理費	47,173
歳出	合計	113,370,549

10 平成21年度山梨県商工業振興資金特別会計予算

平成21年度山梨県商工業振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31,083,681千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰入金		12,793,812
	1 繰入金	12,793,812
2 諸収入		18,289,869
	1 貸付金償還金	18,289,869
歳入	合計	31,083,681

歳 出

款	項	金	額
1 商工業振興資金			31,083,681
	1 商工業振興資金		15,542,289
	2 一般会計繰出金		15,541,392
歳 出 合 計			31,083,681

11 平成21年度山梨県林業・木材産業改善資金特別会計予算

平成21年度山梨県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ162,738千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

(単位千円)

款	項	金	額
1 繰越金			57,501
	1 繰越金		57,501
2 諸収入			105,237

	1	貸付金償還金	105,235
	2	雑入	2
歳入	合計		162,738

歳出

款	項	金額
1 林業・木材産金 業改善資付金	1 資金貸付金	72,433
		72,433
2 木材産業等高度化 推進資金付金	1 資金貸付金	89,105
		89,105
3 林業就業促進資 金貸付金	1 資金貸付金	1,200
		1,200
歳出	合計	162,738

12 平成21年度山梨県流域下水道事業特別会計予算

平成21年度山梨県流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,311,897千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行

為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金	1 負担金	3,392,220
	1 県補助金	1,054,504
2 県支出金	1 県補助金	1,054,504
	1 繰入金	2,375,851
3 繰入金	1 繰入金	2,375,851
	1 繰越金	11,084
4 繰越金	1 繰越金	11,084
	1 雑収入	21,238
5 諸収入	1 雑収入	21,238

6 県	債		1,457,000
	1 県	債	1,457,000
歳 入		合 計	8,311,897

歳 出

款	項	金 額
1 流域 下水道 費	1 流域 下水道 管理費	4,978,733
	2 流域 下水道 事業費	3,092,726
2 公 債 費	1 公 債 費	1,886,007
		3,332,164
3 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出		合 計
		8,311,897

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
富士北麓流域下水道建設事業に係る富士北麓3号幹線管渠敷設工事(南都留郡富士河口湖町)について請負契約を締結すること。	平成22年度		240,000 千円
峡東流域下水道建設事業に係る浄化センター汚泥脱水機設備工事(笛吹市)について請負契約を締結すること。	平成22年度		282,000 千円
釜無川流域下水道建設事業に係る浄化センター水処理設備工事(南巨摩郡増穂町)について請負契約を締結すること。	平成22年度		180,000 千円
桂川流域下水道建設事業に係る桂川2号幹線松留ポンプ場設備工事(上野原市)について請負契約を締結すること。	平成22年度		120,000 千円
桂川流域下水道建設事業に係る桂川2号幹線川合ポンプ場設備工事(上野原市)について請負契約を締結すること。	平成22年度		120,000 千円

第 3 表 地 方 債

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
			9.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するも

流域下水道事業費	402,000	普通債券発行	同上	について、利率の見直しを行った後は、当該見直し後の利率)	のとする。ただし、財政その他の都合により償還期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができるとする。
借換債	1,055,000	同上	同上	同上	同上
計	1,457,000				

13 平成21年度山梨県公債管理特別会計予算

平成21年度山梨県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ99,561,784千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 財産収入		61,971
	1 財産運用収入	61,971

2 繰入金									
	1 一般会計繰入金								79,935,133
3 県債									
	1 県債								19,564,680
歳入	合計								99,561,784

歳出

1 公債費									
	1 公債費								99,499,813
2 諸支出金									
	1 県債管理基金積立金								61,971
歳出	合計								99,561,784

第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
-------	-----	-------	----	-------

借換債	19,564,680	普通債券発行又は	9.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又はは低利に借換えをすることができるとする。
計	19,564,680			

14 平成21年度山梨県営電気事業会計予算

(総則)

第1条 平成21年度山梨県営電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間目標供給電力量 474,643,000キロワットアワー

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 電気事業収益 3,740,722千円

第1項 営業収益 3,696,207千円

第2項 財務収益 34,818千円

第3項 事業外収益 9,667千円

第4項 特別利益 30千円

支出

第1款 電気事業費用 3,385,114千円

第1項 営業費用 3,188,007千円

第2項 財務費用 105,667千円

第3項 事業外費用 86,410千円

第4項 特別損失 30千円

第5項 予備費 5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額847,034千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額34,266千円、中小水力発電開発改良積立金134,240千円、地域文化振興・環境保全積立金202,000千円及び過年度分損益勘定留保資金476,528千円で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入 263,550千円

第1項 固定資産売却代金 10千円

第2項 長期貸付金償還金 160,530千円

第3項 国庫補助金 103,000千円

第4項 工事負担金 10千円

支出

第1款 資本的支出

第1項 小水力発電所建設費	1,110,584千円
第2項 マカソーラー発電所建設費	202,902千円
第3項 水力発電設備改良費	15,750千円
第4項 業務設備改良費	329,535千円
第5項 水力発電地点等開発調査費	4,503千円
第6項 水力発電設備改良調査費	138,600千円
第7項 企業債償還金	28,350千円
第8項 緑 出 金	290,944千円
	100,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年 度	年 割 額
1 電気事業費用	1 営業費用	野呂川発電所 機器改修事業	207,263 千円	平成21年度	2,100 千円
				平成22年度	205,163 千円
1 資本的支出	3 水力発電 設備改良費	野呂川発電所 機器改修事業	372,330 千円	平成21年度	12,600 千円
				平成22年度	359,730 千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と事業外費用との間
(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等 985,382千円
(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

15 平成21年度山梨県営温泉事業会計予算
(総則)

第1条 平成21年度山梨県営温泉事業会計の予算は、次に定めるところによる。
(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給湯口数 551口
(2) 年間総給湯量 915,000立方メートル
(3) 一日平均給湯量 2,507立方メートル
(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 温泉事業収益	165,965千円
第1項 営業収益	164,255千円
第2項 営業外収益	1,700千円
第3項 特別利益	10千円

支出

第1款 温泉事業費用	153,539千円
第1項 営業費用	152,009千円
第2項 営業外費用	20千円
第3項 特別損失	510千円
第4項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額137,856千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額6,566千円及び建設改良積立金131,290千円で補てんするものとする。）

収入

第1款 資本的収入	10千円
第1項 固定資産売却代金	10千円

支出

第1款 資本的支出	137,866千円
第1項 温泉事業設備改良費	137,866千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等	43,837千円
------------	----------

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

16 平成21年度山梨県営地域振興事業会計予算

(総則)

第1条 平成21年度山梨県営地域振興事業会計の予算は、次に定めるところによる。
(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 丘の公園年間総収容人員	241,540人
-----------------	----------

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 地域振興事業収益	157,652千円
第1項 営業収益	157,504千円
第2項 営業外収益	138千円
第3項 特別利益	10千円

支出

第1款 地域振興事業費用	234,877千円
第1項 営業費用	225,798千円
第2項 営業外費用	8,069千円
第3項 特別損失	10千円
第4項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額61,521千円は、当年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。）

収入

第1款 資本的収入	10千円
第1項 固定資産売却代金	10千円

支出

第1款 資本的支出	61,531千円
第1項 他会計借入金償還金	60,531千円
第2項 予備費	1,000千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、80,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり

と定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

17 平成21年度山梨県営病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成21年度山梨県営病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 中央病院

ア 病 床 数	691床
イ 年間入院患者数	201,885人
ウ 年間外来患者数	268,880人
エ 1日平均入院患者数	553人
オ 1日平均外来患者数	1,111人

(2) 北病院

ア 病 床 数	200床
イ 年間入院患者数	64,970人
ウ 年間外来患者数	55,978人
エ 1日平均入院患者数	178人
オ 1日平均外来患者数	231人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益	17,785,372千円
第1項 医 業 収 益	15,483,945千円
第2項 医 業 外 収 益	2,301,047千円
第3項 特 別 利 益	380千円

支 出

第1款 病院事業費用	19,066,614千円
第1項 医 業 費 用	18,163,987千円
第2項 医 業 外 費 用	891,164千円
第3項 特 別 損 失	10,463千円
第4項 予 備 費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額716,570千円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	1,944,876千円
第1項 企 業 債 金	376,000千円
第2項 出 資 金	267,400千円
第3項 負 担 金	1,095,726千円
第4項 国 庫 補 助 金	205,750千円

支 出

第1款 資本的支出	2,661,446千円
第1項 中央病院施設改良費	591,472千円
第2項 北病院施設改良費	259,555千円
第3項 中央病院建設費	46,163千円
第4項 企業債償還金	1,764,256千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
北病院増築工事（韮崎市）について請負契約を締結すること。	平成22年度	106,550 千円

（企業債）
第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
中央病院 施設改良費	323,000千円	普通貸借又 は債券発行	9.0%以内 （ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができるとする。
北病院 施設改良費	53,000千円	同	同	同
計	376,000千円			上

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医業費用と医業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等

7,884,379千円

(他会計からの補助金)

第10条 営業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、635,331千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、4,763,900千円と定める。